

国指定円山川下流域鳥獣保護区計画書
【変更（区域拡張及び保護指針の変更）】

平成 29 年 10 月 30 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

円山川下流域鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

兵庫県豊岡市気比字絹巻地先の円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界下流端右岸を起点とし、同所から国管理区間界を南西に進み気比ノ浜の汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み田結川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み田結字サゴ谷 1321-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1322-1 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷 1327 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1328 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 1329 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ 1409 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同 1404-1 と同 1418 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畑 1266-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1263 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1262-1 と同 1265 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同 1242 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南西に進み字鳥ヶ本 1078 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1079 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1073 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所から同所と字辻堂前 546 の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字久西 452-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 440-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同 449 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 448 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 447 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 446 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 445 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 444 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 445 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 446 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 447 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 448 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 449 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 450 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 451 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同 452-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田 466 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 463 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 462 の地番界との交点に至り、同所から同

地番界を東進し同 471 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 459 - 1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し田結橋との交点に至り、同所から私道を南進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し気比字崩シ 239-5 の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を南東に進み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷 285 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代 783 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津 841 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字寒浪 891 の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畑上向住線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畑上線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畑上字ミサビ谷 39 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同 41 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 37 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同県道との交点に至り、同所から同所と字三百保 116 の南西端とを結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道気比浜 5 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県臨港道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み気比字絹巻 4001-168 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を南進し円山川右岸の距離標 2.4 km 点に至り、同所から楽々浦湾の汀線を東進し国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道深原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し城崎町戸島字中島 2033-1 の地番界との交点に至り、同所から同所と円山川右岸の距離標 4.2 km 点を結ぶ直線を西進し同点に至り、同所から国管理区間界を南進し同区間界と国道 312 号との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路境界線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み六方川の兵庫指定区間界の左岸区間界との交点に至り、同所から同川区間界を南東に進み中谷字榎 44 の南東端と最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から

同地番界を西進し同 43-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 43-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 42 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 42 の北西端と同 46 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字六反田 40 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 39 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 38 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 37 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 37 の南西端と字堤の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 4 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 5 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 6 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 6 の南西端と河谷字ハシノ 401-2 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同 581-1 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を南進し同 581-1 の南東端と同 595-4 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を南進し同 595-5 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-6 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-7 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-8 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 596 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 596-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-4 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し大篠岡字竹ヶ花 958-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 959-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 960-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 961-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 961-3 の北西端と河谷字ハシノ 591-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と同 411 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 409 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-1 の北西端と同 406-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 406-2 の北西端と同 393 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 393 の北西端と字セリノ 373 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 373 の北西端と同 355 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字口戸 390 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を西進し同 389 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 388 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 387-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 387-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 386 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 386 の北西端と同 384 の南西端を結ぶ直線を進み同番

地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 384 の北西端と同 376 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 378 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 379 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 382 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 382 の北東端と字セリノ 338 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同所と同 335-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 355-2 の北西端と同 323-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 323-1 の北西端と同 321 の南端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南端に至り、同所から同地番界を西進し同 321 の北西端と百合地字セリノ 372 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北東に進み同 372 の北端から同 373 の西端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 373 の北西端から同 356 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と立野字下宮道 1201 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を西進し同 1202 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1203 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1204 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1205 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1205 の北西端と同 1199-3 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字上宮道 1208 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 1208 の南西端と同 1212 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 1211 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同 1211 の北西端と字六反田 1175-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と国管理区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同区間界を南西に進み出石町伊豆字ウグイ 1298-2 の南西端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を東進し同 1298-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同 1298-1 の北東端と字大保恵 977-2 の西端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の北西端と同 1093-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 1093-1 の北西端と倉見字地蔵田 803 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 803 の北西端と同 809 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 809 の北西端と同 815 の南端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南端に至り、同所から同地番界を西進し同 816 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 815 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 814 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 813-2 の地番界との交点に至り、

至り、同所から同地番界を東進し同 813-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 812 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 811 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 811 の北東端と字ウグイ 794 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 793 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 792 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 791 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 791 の北東端と字中連下 770 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 770 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 768 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 767 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 766 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 765 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 764 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 763 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 762 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 762 の南東端から同 757 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同所と字貝田 736-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 736-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 735 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 734 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 734 の北東端と字越田 696 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 695 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 694 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 693 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 692 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 691 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 690 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 690 の北東端と字下池本 671-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 671-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 670 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 669 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 668 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 668 の北東端と字中田 651 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 650 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 649 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 649 の北東端と六方川の兵庫県指定区間界の左岸区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川左岸と出石町安良字大町 470 の北東端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を東進し同 470 の北西端と出石町伊豆字城縄手 360-2 の東端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の東端に至り、同所から同地番界を南進し同 360-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 360-1 の南西端と字米田 658-1 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 658-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 659 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 659 の南西端と字万燈縄手 794

の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 795 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の南端と字三ノ神子 896 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 897 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 897 の南西端と字新田 904 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 901 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 900 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 900 の南西端と国管理区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同区間界を南東に進み県道香住大谷線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を北西に進みほくたん広域農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み一日市字戸尻 1645-1 の北東端に至り、同所から同所と円山川左岸の距離標 9.0 km 点を結ぶ直線を北進し同点に至り、同所から国管理区間界を北進し桃島川の兵庫県指定区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を北進し起点に至る線に囲まれた区域（国管理区間内の堤防及び兵庫県豊岡市城崎町今津字中之島を除く。ただし、国管理区間界と特別保護地区が隣接する部分については例外とする）。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 24 年 6 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971 年には野外から姿を消し、1986 年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965 年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005 年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、2017 年 3 月現在、88 羽のコウノトリが野外で生息している。当該区域では、2008 年から 2016 年までに 29 羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、コウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息しており、コウノトリの生息に適した環境となっている。その中でも、

水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区、立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区及び倉見・伊豆・安良地区）並びに湿地（戸島地区及び加陽地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥並びに幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区、百合地地区及び伊豆地区には人工巣塔がそれぞれ1基ずつあり、安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧のオオタカ、ミサゴ等の鳥類を始めとして45科172種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域はコウノトリを始めとする鳥類にとって良好な生息環境を有しており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札及び標柱の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、円山川下流域を中心に主に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平たん部は水田又は市街地となっている。

谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥で、円山川右岸側は、れき岩、砂岩、泥岩及び石英安山岩質火砕岩類であり、円山川左岸側では、北側に流紋岩及び同質火砕岩類が、南側の比較的標高の高い場所にれき岩、砂岩及び石英安山岩質火砕岩類が、南側の比較的標高の低い場所には、玄武岩及び玄武岩質安山岩が分布している。

ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシやオギ等の群落が見られ、山地部には主にスギ、ヒノキ、サワラの人工林、ユキグニミツバツツジアカマツ群集、ユキグニミツバツツジコナラ群集が広がっている。また、沿岸部を中心として、シイ、カシ等からなる二次林が分布している。さらに、円山川の堤外ではヨシの群落が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類では、カイツブリ、マガン、コチドリ、アオゲラ、ジョウビタキ等、45科172種の鳥類が確認されており、採餌、休息及び繁殖の場として当該区域が利用されている。

哺乳類では、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等、11科16種の生息が確認されている。

両生類は3科6種、爬虫類は5科10種が確認されており、両生類ではニホンアマガエルやヌマガエル、爬虫類ではニホントカゲやシマヘビが多く生息している。

魚類は19科62種が生息しており、環境省レッドリスト2015における絶滅危惧I B類のゲンゴロウブナ、準絶滅危惧種のシマヒレヨシノボリ、ジュズカケハゼが一般的に見られる種として確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表2のとおり。

イ 獣類 別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。特にニホンジカについては、捕獲や防鹿柵の設置等の対策により2015年には農林業被害面積は前年度より減少したが、経年的に見れば被害は増加傾向にある。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況 (件数：件、頭数：頭、羽)

鳥獣名	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
カワウ	0	—	0	—	1	16
カラス科	2	47	2	27	2	33
イノシシ	2	1,155	2	1,383	2	1,809
ニホンジカ	2	3,483	2	4,041	2	4,815
ヌートリア	2	25	2	65	2	35

※捕獲頭数は豊岡市全域で捕獲した頭数を示す。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|------------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札及び標柱 | 10 本 |
| (2) 案内板 | 4 基 |

7 変更（区域拡張）の理由

コウノトリの野外生息数の増加を受け、当初指定時より安定的にコウノトリの採餌、休息及び繁殖の場として利用されている円山川下流域並びに周辺水田を当該区域に生息する鳥獣と一体的に保護及び管理する必要があるため。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成 24 年 6 月 1 日（平成 24 年 5 月 30 日環境省告示第 90 号）

別表1 円山川下流域鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	78 ha	252 ha	330 ha	73 ha	230 ha	303 ha	ha	ha	ha
水面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha
その他	156 ha	42 ha	198 ha	21 ha	6 ha	27 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	6 ha	14 ha	20 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
私有地等	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
公有水面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha
計	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	333 ha	ha	333 ha	42 ha	ha	42 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	180 ha	ha	180 ha	39 ha	ha	39 ha	ha	ha	ha
普通地域	153 ha	ha	153 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ目	キジ科	○ キジ		留鳥
カモ目	カモ科	○ マガン	国天、NT	冬鳥
		○ コハクチョウ		冬鳥
		○ オオハクチョウ		冬鳥
		○ ツクシガモ	EN	冬鳥
		○ オシドリ	DD	留鳥
		○ オカヨシガモ		冬鳥
		○ ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		留鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		シマアジ		旅鳥
		トモエガモ		冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		ホオジロガモ		冬鳥
		○ ミコアイサ		冬鳥
		○ カワアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ目	カイツブリ科	○ カイツブリ		留鳥
		○ カンムリカイツブリ		冬鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト目	ハト科	○ ドバト		留鳥
		○ キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
コウノトリ目	コウノトリ科	○ コウノトリ	特天、CR、国内希少	留鳥
カツオドリ目	ウ科	ヒメウ		冬鳥
		○ カワウ		留鳥
		ウミウ		留鳥
ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ	EN	冬鳥
		ヨシゴイ	NT	夏鳥
		ゴイサギ		留鳥
		ササゴイ		夏鳥
		アカガシラサギ		旅鳥
		○ アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		留鳥
		○ ダイサギ		留鳥
		○ チュウサギ	NT	夏鳥
		○ コサギ		留鳥
		クロサギ		留鳥
	トキ科	ヘラサギ	DD	冬鳥
ツル目	クイナ科	シマクイナ	EN	冬鳥
		クイナ		冬鳥
		シロハラクイナ		迷鳥
		ヒクイナ	VU	夏鳥
		ツルクイナ		迷鳥
		バン		夏鳥
		○ オオバン		冬鳥
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス		夏鳥
		ツツドリ		夏鳥
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	VU	夏鳥
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ		夏鳥
チドリ目	チドリ科	○ タゲリ		冬鳥
		○ ケリ		留鳥
		イカルチドリ		留鳥
		○ コチドリ		夏鳥
	シギ科	○ オオジシギ	NT	旅鳥 (冬鳥)
		チュウジシギ		旅鳥
		○ タシギ		旅鳥 (冬鳥)
		クサシギ		旅鳥 (冬鳥)
		○ イソシギ		留鳥
		ハマシギ		旅鳥 (冬鳥)

	カモメ科		ユリカモメ		冬鳥
		○	ウミネコ		留鳥
			カモメ		冬鳥
			シロカモメ		冬鳥
		○	セグロカモメ		冬鳥
		○	オオセグロカモメ		冬鳥
			コアジサシ	VU、国際希少	夏鳥
			クロハラアジサシ		迷鳥
タカ目	ミサゴ科	○	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ科	○	トビ		留鳥
			チュウヒ	EN、国内希少	冬鳥
			ハイイロチュウヒ		冬鳥
			ハイタカ	NT	留鳥
			オオタカ	NT	留鳥
		○	ノスリ		留鳥
			ケアシノスリ		留鳥
			クマタカ		留鳥
フクロウ目	フクロウ科		コノハズク		夏鳥
			フクロウ		留鳥
			アオバズク		夏鳥
			トラフズク		冬鳥
			コミミズク		冬鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	○	カワセミ		留鳥
			ヤマセミ		留鳥
キツツキ目	キツツキ科		アリスイ		留鳥
			コゲラ		留鳥
			アオゲラ		留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科		チョウゲンボウ		冬鳥
			アカアシチョウゲンボウ		迷鳥
			コチョウゲンボウ		冬鳥
			ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
スズメ目	サンショウクイ科		サンショウクイ	VU	夏鳥
	モズ科	○	モズ		留鳥
			アカモズ	EN	夏鳥
			オオカラモズ		冬鳥
	カラス科		カケス		留鳥
			コクマルガラス		冬鳥
		○	ミヤマガラス		冬鳥
		○	ハシボソガラス		留鳥
		○	ハシブトガラス		留鳥
	クイタダキ科		クイタダキ		留鳥
	ツリスガラ科		ツリスガラ		冬鳥
	シジュウカラ科		コガラ		留鳥
		○	ヤマガラ		留鳥
			ヒガラ		留鳥
		○	シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ科	○	ヒバリ		留鳥
			ハマヒバリ		旅鳥 (冬鳥)
	ツバメ科	○	ツバメ		夏鳥
		○	コシアカツバメ		夏鳥
		○	イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ科	○	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス科	○	ウグイス		留鳥
	エナガ科	○	エナガ		留鳥
	ムシクイ科		ムジセッカ		旅鳥 (冬鳥)
			オオムシクイ	DD	夏鳥
			メボソムシクイ		夏鳥
			センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ科	○	メジロ		留鳥
	センニュウ科		マキノセンニュウ		夏鳥
			シマセンニュウ		旅鳥
	ヨシキリ科	○	オオヨシキリ		夏鳥
			コヨシキリ		夏鳥
	セッカ科	○	セッカ		留鳥
	ムクドリ科	○	ムクドリ		留鳥
			コムクドリ		旅鳥

ヒタキ科	○ シロハラ		冬鳥
	○ ツグミ		冬鳥
	ノゴマ		迷鳥
	ルリビタキ		留鳥
	○ ジョウビタキ		冬鳥
	○ ノビタキ		夏鳥
	○ イソヒヨドリ		留鳥
	コサメビタキ		夏鳥
	キビタキ		夏鳥
	オオルリ		夏鳥
イワヒバリ科	ヤマヒバリ		迷鳥
スズメ科	○ スズメ		留鳥
セキレイ科	ツメナガセキレイ		冬鳥
	○ キセキレイ		留鳥
	○ ハクセキレイ		留鳥
	○ セグロセキレイ		留鳥
	ビンズイ		冬鳥
	○ タヒバリ		冬鳥
アトリ科	アトリ		冬鳥
	○ カワラヒワ		留鳥
	マヒワ		冬鳥
	ベニヒワ		冬鳥
	ハギマシコ		冬鳥
	ベニマシコ		冬鳥
	アカマシコ		迷鳥
	シメ		冬鳥
	イカル		留鳥
ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ		冬鳥
ホオジロ科	シラガホオジロ		迷鳥
	○ ホオジロ		留鳥
	ホオアカ		冬鳥
	コホオアカ		旅鳥 (冬鳥)
	○ カシラダカ		冬鳥
	ミヤマホオジロ		冬鳥
	<u>シマアオジ</u>	CR、国内希少	夏鳥
	<u>ノジユ</u>	NT	留鳥
	○ アオジ		冬鳥
	クロジ		冬鳥
	シベリアジュリン		旅鳥 (冬鳥)
	○ オオジュリン		冬鳥
合計	18目	45科	172種

(注)

1. データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果及び今年度の現地調査結果に拠る。

2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ			
		コウベモグラ			
		○ モグラ科の一種			
コウモリ	ヒナコウモリ	○ アブラコウモリ			
	コウモリ	○ コウモリ目の一種			
ネコ	イヌ	○ タヌキ			
		○ キツネ			
	イタチ	○ テン			
		○ チョウセンイタチ			
		○ ホンドイタチ			
			イタチ属の一種		
		アライグマ	○ アライグマ		特定外来生物
	ジャコウネコ	ハクビシン			
ウシ	イノシシ	○ ニホンイノシシ			
	シカ	○ ホンシュウジカ			
ネズミ	ネズミ	○ ハタネズミ			
		○ カヤネズミ			
		○ アカネズミ			
		○ ドブネズミ			
	ヌートリア	○ ヌートリア		特定外来生物	
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ			
合計	6目	11科	16種		

(注)

- データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果に拠る。
- 獣類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（2002年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。